

コンテナ予約貨物 受託ガイドライン (ANA国内貨物)

初版 2026.08

目次

はじめに：コンテナへの積み付けについて	・・・ P2
航空貨物の梱包責任	・・・ P2
コンテナ予約貨物における受託制限	・・・ P3
重量物・転倒しやすい形状の積み付けについて	・・・ P4
ウェット貨物のコンテナ積み付けについて	・・・ P5
残置・混入、取り降ろし忘れ防止の確認徹底について	・・・ P6

はじめに：コンテナへの積み付けについて

お客様の貨物を受託してから到着地まで損傷なく安全に引き渡すためには、航空輸送に適したルールの基、貨物をお預けいただく必要があります。特に「**コンテナ予約**」で貨物をご搬入いただく際は、【**お預けいただけない品目**】や【**適切な積み付け**】等、搬入時に制限がございます。この度、コンテナ予約貨物を安全に迅速に確実に輸送することを目的に「コンテナ予約貨物の受託ガイドライン」を設定しました。本ガイドラインについてご理解頂き、航空輸送に適した搬入形態にてご協力をお願い申し上げます。

なお、本ガイドラインを遵守されない場合、国内貨物運送約款に則り、対応させていただく場合がございます。

航空貨物の梱包責任

コンテナへの積み付けの前に、適切な梱包方法についてもご確認ください。

航空輸送には「**航空機の安全**」「**貨物の安全**」「**作業者の安全**」3つの安全があります。

この安全性を守るために梱包は非常に重要な役割を果たします。

弊社「国内貨物運送約款」第24条(※)に基づき、航空貨物の梱包責任適切に梱包されていない貨物は、再梱包をお願いすることがございます。

また、不適切な梱包が原因の損害は、運送人の約款上免責であり、損害賠償の請求金が支払われない可能性がございます。

(※)荷造の不完全なもの、破損しやすいもの、臭気を発するもの、不潔なもの等他に迷惑を及ぼすと会社が認めたもの。

弊社「国内貨物運送約款」、及び適切な梱包方法については弊社のホームページをご確認ください。

ホームページ <https://www.anacargo.jp/ja/dom/regulations/packing.html>

国内貨物運送約款 https://www.anacargo.jp/ja/dom/condition/pdf/210301_dom.pdf

梱包ガイドブック https://www.anacargo.jp/ja/dom/upload/2025/0306/JP_ANACargoPackagingGuideline.pdf

コンテナ予約貨物における受託制限

コンテナ予約貨物は、品目によって受託の制限が発生する場合がございます。

お預けいただける貨物【受託可能】

航空輸送に耐えられる梱包・積み付けが適切にされており、コンテナのサイズ・最大積載量制限に収まる物であれば、原則受託が可能です。

適切な梱包の例

重量物・転倒しやすい形状の場合

下記に該当する貨物はタイダウンベルトで固縛をお願いいたします。

・150kgを超える貨物：

1個の重量が150kgを超える貨物は、他の貨物によってコンテナ内に隙間なく積み付けられる場合を除き、固縛が必要となります。

・不安定/転倒しやすい貨物：キャスター付き貨物・ドラム缶・筒状の容器等

➤ 受託時にANA担当者にて固縛状態の確認を実施いたします。
固縛に不備が確認された場合、当該貨物のご返却、及び再固縛を依頼させていただく場合がございます。

➤ タイダウンベルトの重量は料金に反映されません。

➤ コンテナ予約で固縛が必要な貨物を搬入される際はANA専用のタイダウンベルトをお貸出いたします。
最寄り空港のANA貨物係員までご連絡ください。
また、使用後は確実にご返却にご協力をお願いします。

⇒詳細は4ページをご確認ください

ウェット貨物（生鮮品等）の場合

内容品から液体漏れが発生しないような措置をお願いいたします。



例:内容品をビニール等で覆う。



例:防水パンを使用

⇒詳細は5ページをご確認ください

お預けいただけない貨物【受託不可】

下記の品目については、コンテナ予約貨物としての受託を禁止しております。
ご発送の際は、バラ予約貨物としてご搬入をお願い申し上げます。

※なお、梱包については事前に「梱包ガイドブック」をご確認ください。

危険物・電波発信貨物

・危険物

※ IATA DGR 9.1.4.1に認められたものを除く



・電波を発信する貨物

※「確認済み電子機器リスト」
【リンク①】に掲載がある機器は搭載可能



特殊貨物

・貴重品



・遺体および遺骨

・動物



・その他、会社が特に指定したもの
(リンク②)

混載禁止貨物

・2件以上の運送状にわたる貨物

・適用運賃が異なる貨物

※危険物（UN3373等）と非危険物の検体を同じコンテナで送りたい場合でも、適用される運賃率で異なるため混載不可となります。

状態に応じて受託をお断りするもの

- ①荷造りが不完全なもの
- ②破損しやすいもの
- ③臭気を発するもの
- ④不潔なもの
- ⑤変質または腐敗しやすいもの
- ⑥液漏れの恐れがあるもの

リンク①輸送制限・危険品の輸送に関して

<http://www.anacargo.jp/ja/dom/regulations/>

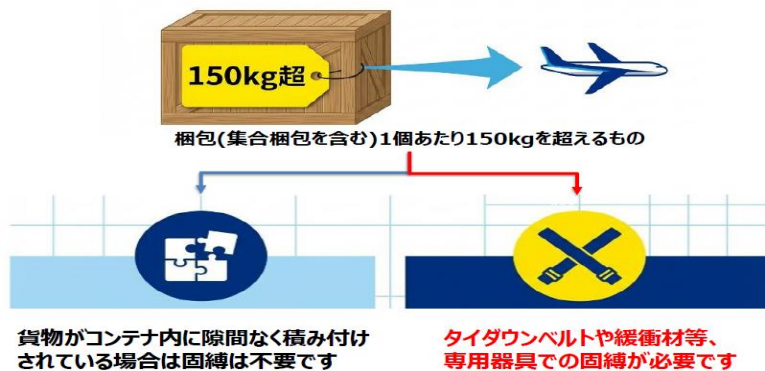
リンク②ANA国内貨物における受託制限

<https://www.anacargo.jp/ja/dom/regulations/embargo.html>

重量物・転倒しやすい形状の積み付けについて

下記に該当する貨物はタイダウンベルトで固縛をお願いいたします。

150kgを超える貨物（重量物）



不安定/転倒しやすい貨物

キャスター付き貨物・ドラム缶・筒状の容器等

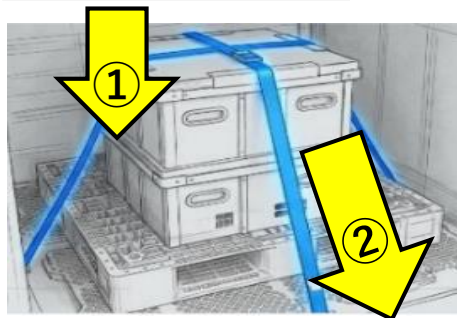


タイダウンベルトや緩衝材等、
専用器具での固縛が必要です



★固縛の基本原則

固縛事例：重量貨物の多くは十字掛け



①必ず「上方向」を抑える
⇒乱気流による浮き上がりの防止

②「扉側（全方向）」への移動を確実に防ぐ
⇒離着陸の衝撃を保護

★ベルトタイプについて



➢ オーバーセンター式
・歯車なし
・てこの原理でロック



➢ ラチェットギア式
・歯車あり
・ハンドル往復で巻き取る

ANAでは原則、オーバーセンター式をお貸出しいたします。

× NG例

× 1方向のみの固縛

前後のみ・左右のみの固縛は貨物がベルトからすり抜け、コンテナの外壁を突き破るリスクがございます。

× スキッドのみを固縛

ベルトをコンテナのフィッティングに装着せず、貨物とスキッドのみを固縛すると、固縛の有効性が担保できません。

× ベルトのねじれ

固縛時の強度が著しく低下するため、必ず平らな状態で使用してください。

× ベルトの緩み・半ロック

適切な固縛が実施されていないと貨物がベルトからすり抜け、コンテナの外壁を突き破るリスクがございます。

タイダウンベルトを使用した固縛方法については、担当者様宛に配布させていただいております、下記資料をご確認ください。

資料名：「ANA国内貨物 コンテナへのタイダウンベルト固縛要領」

ウェット貨物のコンテナ積み付けについて

ウェット貨物（生鮮品等）をコンテナに積みつける際は、適切な梱包の実施をお願いいたします。
航空輸送に適していない梱包の場合、貨物への破損や濡損・変質、航空機への損害など、様々な悪影響を及ぼす可能性があります。

●内容品から液体漏れが発生しないような措置をお願いいたします。

適切な処置

例：内容品をビニール等で覆う。



外装にもビニールによる
二重梱包を推奨いたします。



不適切な処置

例：発泡スチロールボックスに
氷や商品が直接入っている。



例：強度不足で発泡スチロール
ボックスが割れている。



●液体が漏洩する恐れのある搭載物を輸送する場合、生鮮
コンテナ、または通常のコンテナに防水パンを使用いただき、
ご搬入をお願いいたします。



【防水パン】



【生鮮コンテナ】



航空輸送に適していない梱包の場合は、以下のような問題が発生します。

- ①十分な強度がない場合、段積みなどで損傷が発生し、内容品が飛び出しまったり、水濡れが発生する可能性があります。
- ②内容品がビニール等で覆われていない場合、液体が漏れ出し、他の貨物や航空機の損傷（塩害）に繋がる可能性があります。



残置・混入・取り降ろし忘れ防止の確認徹底について

作業で使用したツール（カッターやハサミ・携帯電話等の電子機器）がコンテナ上部やタグケース、貨物の隙間などに残置・混入されたまま、搬入されるケースがございます。また、コンテナ内部の壁面や天井裏へのテープで固定された貨物に気付かず、取り降ろしされなかったケースもございます。コンテナへの貨物の積み付け・解体におかれましては、使用される作業ツールにストラップを付けるなど、残置・混入防止のご対応や取り降ろし後の残置貨物の確認徹底をお願い申し上げます。

よくある残置・混入事象



簡易チェックリスト

	No	内容	チェック
	1	作業中、コンテナ内外に作業ツールを仮置きしていないか？	☐
	2	ANAへ搬入前に作業ツールが、以下のポイントに残置されていないか確認する。	
	2-①	貨物の上部や隙間	☐
	2-②	死角部の確認（棚部や天井部等）	☐
	2-③	コンテナ上部	☐
	2-④	タグケースの中	☐
	2-⑤	フォークエントリー内部	☐



リチウム電池を内蔵する電子機器類を申告がないまま誤って航空機に搭載してしまった場合、飛行中に貨物室内で発火するリスクとなり、航空機の安全運航を阻害する要因となり得ます。
作業上やむを得ず携帯する無線機、携帯電話、タブレット端末などの作業ツールについては、残置防止のため徹底した管理をお願いいたします。